

◎挨拶

(会長挨拶)

◎開 会

議 長 それでは、ただいまから第3回農業委員会総会を開会いたします。

(午前10時00分)

◎議事録署名委員指名

議 長 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名は、榛東村農業委員会総会運営規則第10条により、議長が指名することになっております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

議 長 それでは、10番、金井徹君、11番、高橋英明君の2名を本日の議事録署名委員に指名します。

なお、会議書記には事務局、小山邦之君を指名いたします。

◎議案第1号

議 長 それでは、議案第1号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第1号について説明申し上げます。

議案書1ページをご覧ください。

農用地利用集積計画の決定について。

榛東村長から令和3年7月30日付で別添の農用地利用集積計画の決定依頼があったので、農業委員会等に関する法律第6条第1項の規定により決定を求める。

令和3年8月10日提出、榛東村農業委員会会長。

以下、内容等につきましては、岡部課長補佐から説明をいたします。

議 長 岡部課長補佐、説明を求めます。

岡部課長補佐 産業振興課の岡部です。よろしく願いをいたします。

今月上程いたしました農用地利用集積計画についてご説明をいたします。

お手元の資料の2ページをお開きください。

今月の農用地利用集積計画は、更新案1件となっております。

1 件目の計画でございます。

利用権を設定する貸手は長岡の方、賃貸借の設定で、農地の所在は山子田字北野1897の1番、現況地目は畑、面積は1,069平米となっております。借手は新井の方で、利用目的は普通畑利用。貸借期間は、令和3年9月1日より3年間で、令和6年8月31日までとなっております。

また、3ページに計画書の写しのほうを添付させていただいておりますので、ご確認をお願いいたします。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、榛東村農業委員会の意見を求めます。

以上で説明のほう終了させていただきます。よろしく願いをいたします。

議長 議案第1号について事務局の説明が終わりました。

質疑ございませんか。

8番、松下君。

松下委員 8番、農業委員の松下です。

議案第1号、第1番の件については、自己に関わることでもあり、農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限に抵触しないよう退席の許可を求めます。

議長 松下委員の退席を認めます。

(松下委員退席)

議長 議案第1号について事務局の説明が終わりましたが、質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第1号 農用地利用集積計画の決定については原案のとおり決定することとします。

(松下委員復席)

議長 それでは、岡部課長補佐の退席を認めます。

(岡部課長補佐退席)

◎議案第2号

議長 次に、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 議案第2号について説明申し上げます。

議案書4ページ、現地確認調書は2ページからとなります。

議案第2号、番号1について説明申し上げます。

番号1、図面番号1、農地の所在は大字新井字上野815番の5。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は171平米です。権利種別は3条無償移転、内容は贈与となっております。譲渡人は高崎市の方、経営面積は自耕作地1.7アール。申請事由につきましては、相続した農地だが後継者もおらず、耕作管理に苦慮しているため、譲渡人に譲渡したいとのこととございます。譲受人は山子田の方です。経営面積は自耕作地74.9アール。申請事由は、経営規模拡大のため申請地を譲り受けたいとのこととございます。譲受け世帯の稼働人員は5人中3人です。

議案書5ページをご覧ください。

議案第2号、番号1に関する農地法第3条調査書を添付しております。

以上で、番号1の説明を終わります。

議長 番号1について、事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

8番、松下君。

松下委員 8番、農業委員の松下です。

畑所在地の地元の委員として、一言ご進言申し上げます。

この土地は、譲受人の方が、相続される前の代ですか、親御さんの代から借り受けていまして、長年耕作している土地とございます。今回、譲り渡しされる方に相続権が移りまして、その方が農業と全く関係ない仕事もされている関係と、また、ここに説明書きがあるように後継者等もおらないということで、そのままよければ引き取っていただけないかというような形で譲渡の話が成立したそうです。

私としまして、これからこういう土地が増えてくるのかな、なんて思います。また、そういうことによって耕作放棄地等にならずに済むということで、大変喜んでいるところであります。私としては許可相当と思いますので、よろしく申し上げます。

議長 ただいま番号1について地元の委員さんから許可相当との意見がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

番号1について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、番号1は原案のとおり許可相当とします。

◎議案第3号

議長 次に、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

番号1について、事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 議案第3号、番号1について説明申し上げます。

議案書は6ページ、現地確認調書は5ページからとなります。

議案第3号、番号1。農地の所在は大字長岡字中組882の4番地。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は127平米。申請人は長岡の方で、職業は農業。転用目的は道路用地。施設等につきましては通路用地とのことです。転用理由につきましては、申請地については、申請者が物心ついた頃には住宅と通りを結ぶ通路となっていた。今後も利用するため、正式に転用の許可を申請したいとのことでございます。

備考ですが、農振除外済み、農地区分は2種農地となっております。

以上で、番号1の説明を終わります。

議長 番号1について、事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

11番、高橋君。

高橋(英)委員 11番、農業委員、高橋です。

番号1番につきましては、ただいま説明のあったとおりですが、地元委員としまして補足説明をさせていただきます。

まず、現地確認書の5ページ、6ページ、7ページを参照してください。

説明なんですけど、現地確認書7ページを基に説明をしたいと思います。

この7ページの図面の上のほうが北側になるんですけども、ここに申請者の住宅があります。下のほうの南側に村道が走っておりまして、そこから北側にずっと抜ける畑だったんですけども、これを通路として使っていたということでありまして、この村道から自宅へ入るには、この7ページのグレーになっている部分、これの細い道なんですけれども、人が通れるぐらいでありまして、車両は通れる幅ではありません。申請者が幼い頃より通りとして使っていたということでありまして、今回、申請者より正式に転用の申請が上がってきました。今後におきましても畑を通路として利用すると思われまますので、私としては許可相当と思われまますので、皆様のご審議よろしく

お願いいたします。

議長 ただいま地元の委員さんから許可相当との説明がございました。
ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしという声がありましたので、採決に移ります。
番号1について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。
(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、番号1は原案のとおり許可相当とします。
以上、番号1は許可相当として県知事に意見書を送付します。
次に、番号2について、事務局長、説明願います。
事務局長。

事務局長 議案第3号、番号2について説明申し上げます。

議案書6ページ、現地確認調書が8ページからとなります。

議案第3号、番号2。農地の所在は大字山子田字御堀903の6番。地目は登記簿、
現況ともに畑。面積は951平米。申請人は山子田の方で、職業は養豚業。転用目的は
露天駐車場。施設等は露天貸し駐車場です。転用理由につきましては、村内で養豚業
を営んでいるが、人手不足で耕作困難なところ、近隣住民から駐車場が不足して困っ
ているとの話を聞いたため、申請地を駐車場用地として利用してもらいたいとのこと
でございます。

備考ですが、用途地域内、農地区分は3種農地となっております。

以上で、番号2の説明を終わります。

議長 番号2について、事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

推進委員3番、湯浅君。

湯浅委員 推進委員3番、湯浅です。

議案第3号の2番ですが、概要は先ほどの事務局長の説明のとおりですが、少し付
け足させてもらいますと、現地確認調書の8ページをご覧になっていただければ分か
りますが、申請地の近くに団地がありまして、そちらの団地の住人の方たちから、や
はりちょっと駐車場が手狭なので駐車場が欲しいということで申請したということに
なっております。申請地は、下側が村道に接しているほかは、3方は申請者の所有地
となっておりますので支障がなく、雨水は全て宅地内処理となっております。担当と
しましては許可相当と思われまますので、審議のほうよろしく願います。

以上です。

議 長 番号2について、地元の委員さんから許可相当との説明がございました。
ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議 長 なしという声がありましたので、採決に移ります。
番号2について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 全員賛成。よって、番号2は原案のとおり許可相当といたします。
以上、番号2は許可相当として県知事に意見書を送付します。

◎議案第4号

議 長 次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見
についてを議題といたします。

番号1について、事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、番号1について説明申し上げます。

議案書は7ページ、現地確認調書は12ページからとなります。

議案第4号、番号1。農地の所在は大字長岡字中組882の1番。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は264平米です。権利関係は使用貸借。貸付人は長岡の方で、職業は農業。借受人は前橋市の方で、職業は地方公務員。転用目的は一般個人住宅。施設等につきましては一般住宅用地63.76平米とのことです。転用理由につきましては、借受人は現在、前橋で寮生活をしているが、手狭で不便していたため住宅建築を考えていたところ、祖父と話がまとまったため、申請地を借受けし住宅を建築したいとのことです。また、貸付人は借受人の要望を受け、申請地を貸与するとのこととございます。

備考ですが、農振除外済み、農地区分は2種農地です。

以上で、議案第4号、番号1の説明を終わります。

議 長 番号1について、事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

11番、高橋君。

高橋(英)委員 11番、農業委員の高橋です。

番号1番につきましては、先ほど説明のあったとおりでございますが、地元の委員
としまして補足説明をさせていただきます。

現地確認書の12ページ、13ページ、14ページをご参照ください。

14ページの現地確認書を基に説明をさせていただきます。

この計画建物は申請者の自宅のすぐ南隣にありまして、周りは西側が住居、あと東側もアパートが建っております。南側が申請者の畑がございます。雑排水に関しましては集落排水に接続いたしまして、雨水に関しましては取水ますを設けまして、地下に浸透させるという造りになっております。周りの状況を見まして、農業上の影響、農業に与える影響というのは少ないと思われまますので、私としては許可相当と思われまます。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 ただいま地元の委員さんから許可相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議 長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

番号1について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めまます。

(賛成者挙手)

議 長 全員賛成。よって、番号1は原案のとおり許可相当といたしまます。

以上、番号1は許可相当として県知事に意見書を送付しまます。

次に、番号2について、事務局長、説明を求めまます。

事務局長。

事務局長 番号2について説明申し上げます。

議案書7ページ、現地確認調書は15ページからとなります。

議案第4号、番号2。農地の所在は大字長岡字布海戸236の3番。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は500平米です。権利関係は使用貸借。貸付人は長岡の方で、職業は会社員。借受人は前橋市の方で、職業は公務員。転用目的は一般個人住宅。施設等は一般住宅建設用地125.37平米でございます。転用理由につきましては、借受人は現在、前橋でアパート住まいをしているが、将来を考慮し住宅建築を考えていたところ叔父と話がまとまったため、申請地を借受けし住宅を建築したいとのことまます。また、貸付人は借受人の要望を受け、申請地を貸与するとのことまます。

備考ですが、農振除外済み、農地区分は2種農地となっております。

以上で、番号2の説明を終わります。

議 長 番号2について、事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

推進委員1番、岩田君。

岩田委員 推進委員1番、岩田です。よろしくお願ひします。

この場所の補足をさせていただきます。

長岡の岩田養鶏場から上に向かって行って、約150メートルぐらい行った左側になります。そして、上はずっと行きますと深井無線のところに出る道になります。そして、裏側のところに集落排水が通っています。そして、ページを見てもらいたいんですが、15、16ページになります。細かいページは16ページです。そこの予定建物の北側から西へ向かって行って集落排水を入れる予定になっています。そして、雨水はこのままこの場所での地下浸透という形で予定しています。私とすれば許可相当と思われませんが、ご審議をよろしく願います。

議長 ただいま地元の委員さんから許可相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

番号2について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、番号2は原案のとおり許可相当とします。

以上、番号2は許可相当として県知事に意見書を送付します。

次に、番号3について、事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 番号3について説明申し上げます。

議案書7ページ、現地確認調書は18ページからとなります。

議案第4号、番号3。農地の所在は大字長岡字虜海戸1148番。地目は登記簿、田、現況、畑。面積は895平米のうち448平米とのことです。権利は使用貸借。貸付人は長岡の方で、職業は農業。借受人は新井の方で、職業は自営業。並びに前橋市の方で、職業は会社員です。転用目的は一般個人住宅。施設等につきましても一般住宅建設用地173.91平米です。転用理由につきましては、借受人は現在、村内、前橋でアパート住まいをしているが、将来を考慮し住宅建築を考えていたところ貸付人と話がまとまったため、申請地を借受けし住宅を建築したいとのこととございます。また、貸付人は借受人の要望を受け、申請地を貸与するとのこととございます。

備考ですが、農振除外済み、農地区分は2種農地となっております。

以上で、議案第4号、番号3の説明を終わります。

議長 番号3について、事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

9番、安藤君。

安藤委員 9番、農業委員、安藤です。

ただいま事務局長より説明がありました3番の申請につきまして、地元の委員として少し補足をしたいと思います。

現地確認調書17ページから20ページをご覧ください。

権利の種別は使用貸借です。申請目的は一般住宅です。申請理由について、借受人はアパート住まいをしていますが、将来のことを考慮して住宅を建築したいと貸付人に相談して、申請地を貸与することになりました。

なお、付近の状況を申し上げますと、現地、第3区コミセンを北へ200メートル行って、西へ100メートル上がったところで、西側が田んぼで、北から南側は貸付人の畑です。排水ですが、下水は南側の集落排水で、雨水は自然浸透をします。隣接する農地には影響はないと思われまますので、私としては許可相当と思われまますので、ご審議よろしく申し上げます。

議 長 ただいま地元の委員さんから許可相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議 長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

番号3について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 全員賛成。よって、番号3は原案のとおり許可相当とします。

以上、番号3は許可相当として県知事に意見書を送付します。

次に、番号4について、事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、番号4について説明申し上げます。

議案書は8ページ、現地確認調書は21ページからとなります。

議案第4号、番号4。1筆目の農地の所在は大字広馬場字宿4121の2。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は651平米でございます。2筆目の農地の所在は大字広馬場字宿4122の2。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は3,948平米です。合計面積は4,599平米となります。権利関係は賃貸借。1筆目の貸付人の方は高崎市の方で、職業は農業。2筆目の農地の貸付人の方は広馬場の方で、職業は農業。借受人は高崎市の方で、職業は土建業。転用目的は黒土採取。施設等につきましては黒土採取事業及び通路。掘削につきましては40センチの掘削深。採取量につきましては939.7立米とのことです。転用理由につきましては、借受人は高崎市で土木工事及び黒土等建築資材販売を営んでいるが、業務拡大を考え申請地を借受けし、黒土を採取したい。なお、採取後は表土を戻し整地するとのことでございます。貸付人は借受人の要望を受け、

申請地を貸与するとのことをございます。

備考ですが、一時転用、期間につきましては3年間、農業振興地域、農地区分につきましては1種農地となっております。

以上で、議案第4号、番号4の説明を終わります。

議長 番号4について、事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

3番、清水君。

清水委員 3番、農業委員、清水です。

ただいま事務局長より説明がありました議案第4号、4番の申請につきまして、若干補足をさせていただきたいと思います。

権利の種別は賃貸借です。申請目的は黒土の採取です。

場所なんですけれども、現地確認調書の21ページから23ページになります。宿稻荷神社の入り口の十字路より100メートルぐらい行った左側の畑になります。

今回は、黒土を採取した後に、また黒土を畑として使えるように戻すという確約が取れましたので、隣接する農地に影響はないと思われます。私としては問題がないので、許可相当と思われますので、ご審議のほどよろしく願いをいたします。

以上です。

議長 ただいま地元の委員さんから許可相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

12番、柳岡君。

柳岡委員 12番、農業委員、柳岡です。

ただいまのこの案件ですけれども、表土を埋め戻すということですが、どのくらいの厚さというか深さに戻すんだか、その辺ちょっと説明願いたいと思います。

議長 事務局。

事務局長 現地確認調書の23ページご覧ください。

現地確認調書23ページ、こちらのほうが土地利用計画図となっております。図面につきましては、左上のところに表土一時置場ということで四角く波線が記されております。また、右下段につきまして、表土を約10センチ残すということをございます。この10センチが仮置きのところ盛られて、中抜きという言い方が正しいかどうかあれなんです。黒土を抜いた後に、この10センチ表土を残したものを戻すという計画の下に図面を作成されているということをございます。

以上です。

議長 12番、柳岡君。

柳岡委員 10センチということは、農業をこの土地でまたやる上ではちょっと浅いのではないかと、表土が。もう少し必要なんではないかと。ほ場整備においても、最低15センチは盛るといふようなあれが前々からあるわけですから、もう少し表土を入れたほうがいいんじゃないかと思うんですけども、どうですか。

議 長 事務局。

事務局長 こちらの黒土の採取につきましては、掘削深40センチということで申請がされております。また、表土10センチは一度剥がして戻すとあるということで、40センチ掘った下の層ですか、こちらが黒土であるか、赤土、赤茶の土なのか、ちょっと現状では分からないので、一応計画としては10センチ表土を戻すという計画でのものが提出されている状況となっております。

議 長 12番、柳岡君。

柳岡委員 黒土を採取した後にほかから残土を入れるとか、そういうことはないんですか。

議 長 事務局。

事務局長 現状の計画では、持ち込む土というのは出ておりません。また、仮に土を持ち込む場合ですと、別の事案としまして住民生活課のほうに持ち込む量によっては申請をされる必要性が出ておりますので、場合によって土の搬入等が出てれば、別の事案で審査が必要になるかと思われま。

以上です。

柳岡委員 分かりました。

議 長 よろしいですか。

柳岡委員 はい。

議 長 ほかに何か意見ございませんか。

8番、松下君。

松下委員 8番、農業委員の松下です。

掘削深40センチとありますよね。これ表土を除くから、実際は現状のところから50センチ下がるということですか。

それとまた、村ではこういうことに対して、何も条例みたいなものはないんですか。試掘をしてみるとか何だとか。そういうことは一切村ではないんですか。

議 長 事務局。

事務局長 ちょっとお待ちください。

議 長 事務局。

事務局長 ただいまの松下委員からのご質問なんですが、現地確認調書の23ページご覧

ください。

こちらのほう、図面のほうで上段と下段のほうに、ゼロから右側のほうに順序立てて10、20、30、最後が69.08と、高さの管理高だと思われませんが、こちらのほうが記載されてございます。申請書には、この管理高に伴いまして断面ということで、計画断面に基づく立米で約939.7立米という採取の予定の数量を算出されております。仮に、こちらのほうを、先ほどご質問ありました10センチの表土残して40センチ掘って50センチ掘るといったときに、その掘ったところの層が、状況によっては黒土なのか、その前段で赤い土になるか砂利混じりになるか、場合によっては、50センチを掘らずにその前段で採取をやめるといふところもあるかと思われまます。

また、文化財等が仮に出てくるとすれば、そこはまた別の事案として協議が必要になってくるかと思われまます。一時採取ということですので、教育委員会等での文化財の確認等の作業等は行われておりまません。現状そんなような状態となっております。

以上です。

議 長 そんな状況だそうですね。

松下委員 いいですか。

議 長 はい。

松下委員 8番、松下です。

そうすると、その土の下というか、それに対する担保は何もないまま取っていいよというわけですね。表土を剥いで、表土を戻してくれればということ。本当はそういうのが一番危険なんじゃないかなと思うんだよね。だから条例なり何なり、やっぱり試掘ぐらいはすべきじゃないのかな。ここの土地がどういう土壌構成になっているかとか。そうしないと、後で構造物造るなら構わないけれども、農地だからね。村上委員さんが農地としては使えなくなっちゃうんじゃないのと心配していましたがけれども、そういう状況が起こるので、今後何かその辺の手当てをしていかないと、ちょっとまずいんじゃないかな。せめて試掘ぐらいしましょうよ。土の層がどうなっているぐらい。今はそういう法律がないから、この案件は通るでしょうけれども、これ以後を考えて、何か考えてくださいよ。非常に危険だと思いますよ。

以上です。

議 長 事務局。

事務局長 ただいまの松下委員のご意見、非常に重要なことだと思われまますので、近隣、また県のほうの指導等で何かあるかどうか、抵触するものがあるかも含めましてちょっと確認をさせていただき、手続が必要なものについては指導させていただくようにしたいと思ひまます。

以上です。

議 長 12番、柳岡君。

柳岡委員 今回の松下委員の質問に関連してですけれども、隣の吉岡町なんかは、ちゃんと土の採取に関しての条例を村でつくっているという話を聞いておりますので、そういったことを一つ参考にして、榛東村も考えてみたらいかがかと思うので、ひとつよろしくをお願いします。

議 長 事務局。

事務局長 ただいまの意見参考に、ちょっと調べさせていただきたいと思います。

議 長 ほかに何か意見ございませんか。よろしいですか。

(「はい」という声あり)

議 長 ただいま地元の委員さんから説明がございました。

なしという声がありましたので、採決に移ります。

番号4について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 全員賛成。よって、番号4は原案のとおり許可相当とします。

以上、番号4は許可相当として県知事に意見書を送付します。

◎議案第5号

議 長 次に、議案第5号 非農地証明交付申請承認についてを議題といたします。

番号1について、事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案書9ページ、現地確認調書は25ページをご覧ください。

議案第5号、番号1について説明申し上げます。

番号1、図面番号1。1筆目の農地の所在は大字新井字八幡乙533番。地目は登記簿、畑、現況、宅地。農振除外済み。都市計画区分は非線引きです。面積は125平米となっております。2筆目の農地の所在は大字新井字八幡534の1番。地目は登記簿、畑、現況、宅地。農振部分は農用外。都市計画区分は非線引きとなっております。面積は287平米です。合計面積は412平米となっております。権利種別につきましては非農地証明。所有者は新井の方となっております。非農地の事由につきましては、昭和31年4月22日から住宅用地として利用しているので証明願いますとのことでございます。

備考ですが、証明の範囲、用件は、その土地が何らかの原因で非農地となって20年以上経過したものであって、再び農地として利用される可能性がなく、農地外となっ

た事情及び実態が真にやむを得ないと農業委員会が認めたものとなっております。

農振除外済みとなっております。

以上で、番号1の説明を終わります。

議 長 事務局長より番号1の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

2番、松岡君。

松岡委員 2番、農業委員、松岡です。

ただいま事務局より説明がありました1番の申請につきまして、地元の委員として少し補足をしたいと思えます。

申請地は、昭和31年から65年以上住宅用地として利用されてきました。近隣の方にちょっとお聞きしましたところ、以前は貸家があったり庭になったりしておりました。現在は貸家は取り壊され、動物の診察等の建物があり、現在、母屋などに行く通路や庭となっております。再び農地として利用される可能性はないと思えます。私としては問題はありませんので、証明相当と思えますので、ご審議よろしく願いいたします。

議 長 ただいま地元の委員さんから承認相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議 長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

番号1について、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 全員賛成。よって、番号1は原案のとおり承認といたします。

次に、番号2について、事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 議案書9ページ、現地確認調書は27ページをご覧ください。

議案第5号、番号2について説明申し上げます。

番号2、図面番号2。農地の所在は大字新井字八幡645の1番。地目は登記簿、畑、現況、宅地。区域は農用外、都市計画区分は非線引きです。面積は400平米でございます。権利種別は非農地証明。所有者は新井の方です。非農地の事由につきましては、昭和25年1月1日から住宅用地として利用しているので証明願いますとのことです。

備考ですが、証明の範囲、用件は、その土地が何らかの原因で非農地となって20年以上経過したものであって、再び農地として利用される可能性がなく、農地外となった実情及び実態が真にやむを得ないと農業委員会が認めたものとなっております。

農振除外済みとなっております。

以上で、番号2の説明を終わります。

議 長 事務局長より番号2の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

2番、松岡君。

松岡委員 2番、農業委員、松岡です。

ただいま事務局より説明がありましたけれども、一応地元の委員としてまた補足させていただきます。

申請地は、昭和25年から70年ぐらいたっておりますけれども、一応これははっきりしたあれではなさそうで、申請地の人の奥さんが生まれる前からだったそうで、一応住宅用地として利用されてきました。近所の人話では、物置があって庭で、通路は住宅、母屋に行く通路となっていて、現在は物置は新しくなっていますけれども、庭と通路となっております。申請地は再び農地として利用される可能性もなく、非農地となった理由についてもやむを得ないと思われまます。私としては問題がありませんので、証明相当と思われまますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ただいま地元の委員さんから承認相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

推進委員7番、小川君。

小川委員 推進委員7番の小川です。

参考までにちょっと聞きたいんですけども、これ農振除外済みとあるんですけども、何年に農振除外がされているんでしょうか。前のも農振除外済みとあるので、併せてと思うんですけども。

議 長 事務局。

事務局長 すみません、ちょっと除外済みの期日まで確認していないので暫時休憩でよろしいですか。

小川委員 いいです。

こんなこと言っちゃ申し訳ないんですけども、農振除外済みであるので、転用でもいいんじゃないでしょうか。転用手続。

議 長 だから、転用がしていないんだもの。

事務局長 転用はしていないんですね。

小川委員 だから、転用手続でもできるんじゃないんでしょうかという。農振除外済みだというなら。

事務局長 5条なり、4条のという。

小川委員 まあ、参考までに。はい、結構です。

議長 聞いたほうがいいよ。

事務局。

事務局長 除外について、ちょっと詳しくは調べてみないとなんですが、農振法除外云々以前からもう宅地とされていた場所なんだと思われます。申請が昭和25年であるとか、先ほどの31年とかという日付になっておりますので、農振法自体がそれ以降に定められているものということが一つございます。

また、その除外の網かけと言ったら変ですけども、農振法の網をかける段階での1筆1筆の調査はなされていないのかなというのが実情なので、その中で地域性で一くくりの中の農地ということで農振の網にかかっている場所があったと思われます。そのため、ここにつきましてはそのときにもう外されている、当初から外されているので除外済みというくりなのかなと思われます。

ちょっと細かい状況については筆ごとに確認しなくてはなりませんので、確認ができましたらおつなぎしたいと思います。

以上です。

議長 よろしいですか。

小川委員 あと、表記をしなくてもいいんじゃないですか。農振除外済みと。

事務局長 備考のですか。

小川委員 うん。

事務局長 すみません、ちょっとそこを確認させていただいて、今後参考にしたいと思えます。

以上です。

議長 ほかに意見ございますか。

(「なし」という声あり)

議長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

番号2について、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、番号2は原案のとおり承認いたします。

ここで暫時休憩します。

11時15分まで休憩します。

(休憩 午前10時57分)

(再開 午前11時15分)

◎報告事項

◎その他

◎閉会

(午前11時52分)